

## 2015年11月通常会議 意見書案に対する反対討論

2015年12月22日

林 まり

私は、

[意見書案第 31 号](#) 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

及び

[意見書案第 32 号](#) マイナンバー制度の円滑な導入・運営に係る財源確保等、地方公共団体の負担軽減を求める意見書の提出について、

日本共産党大津市会議員団を代表しまして反対の立場で討論いたします。

まず、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について反対意見を申し述べます。

意見書案では、我が国で相次ぐ少年による凶悪事件等を上げ、青少年の心の荒廃を深刻な事態として、その要因を家庭の崩壊や学校における教育力の低下と指摘されています。

しかしながら、警察庁の資料によりますと、少年による凶悪事件は年々減少しております。警察庁の昨年の確定値による犯罪統計資料において、刑法犯の認知件数は1996年から毎年戦後最多を記録し、2002年には369万3,928件にまで達しましたが、2003年に減少に転じて以降、年々減少し、昨年は176万2,912件でした。そのうち、昨年中における刑法犯少年の検挙人員は4万8,361人と、2004年から11年連続の減少となっています。滋賀県の犯罪認知件数と犯罪率の推移においても、2002年の3万2,183件をピークとしまして、昨年度1万2,435件と、2分の1以下に大幅に減少しています。大津市においても、同様に減少の数値を示しています。全体として治安は向上しており、それによって青少年の心の荒廃と結びつけ、家庭の崩壊や学校における教育力の低下とする指摘は当たらないと言えます。

また、相次ぐ労働法制の規制緩和による雇用破壊や長時間過密労働が一家団らんを奪い、家族間のコミュニケーションを困難にしているのもあって、家庭崩壊の原因を家庭内に求め、保護者に責任を押しつけて問題を解決できるはずがありません。

また、この間進められてきた競争と管理の教育が子どもにストレスを与え、教員の多忙化を生んでいることから学校現場に責任転嫁できるものでもありません。国連子どもの権利委員会からも、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもたちに発達上のゆがみを与え、体や精神の健康に悪影響を与えていることが指摘をされ、日本政府に対し適切な処置をとるよう3回も勧告されています。

また、若者は半数が非正規雇用で苦しんでいます。結婚も考えられない、結婚しても教育費を考えるととても子どもなんて産めないなど、これが人口減少という深刻な社会問題をもたらしていることは明らかです。若者の深刻な雇用破壊、不安定雇用こそが青年の社会参加の権利を奪い、就職、結婚、子育てなど、青少年の将来への希望を閉ざし、心の荒廃を生む重大な問題なのではないでしょうか。青少年の健全な育成のためには、基本法の制定で責務を課すのではなく、競争主義の社会と教育を改めて、憲法に基づいて青少年の人権を尊重し、安心して暮らせる雇用の充実こそが重要だと考えます。

よって、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという基本理念は、政治的・経済的背景を抜き

にして、家庭にのみ問題を矮小化したものであり、その理念を踏まえた青少年健全育成基本法の制定を求める意見書については反対と言わざるを得ません。

次に、マイナンバー制度の円滑な導入・運営に係る財源確保等、地方公共団体の負担軽減を求める意見書について反対意見を申し述べます。

マイナンバー制度の導入に伴っては、意見書にあるとおり、地方公共団体には多額のシステム整備経費や事務処理経費が求められております。しかし、そもそも地方公共団体の財源の負担が軽減されたからといって制度の問題が解決できるわけではありません。

この間さまざまな問題が指摘をされています。来年1月の利用開始をうたっているのに、番号を通知するカードの郵送が大幅に遅れ、カードそのものが印刷されていない地域が発覚するなど、国民の不安や不信が募る中、早くもマイナンバー制度に便乗した詐欺による現金被害が起りました。大津市でも不審電話が発生しております。

当初から、1か月余りで全国5,600万世帯に簡易書留を届ける計画にも無理があり、受取人不在が数百万単位で発生することは指摘をされていたことです。大津市においても、全世帯の約8%、1万1,500世帯余りの通知カードが市において保管を余儀なくされています。また、特別養護老人ホームで生活をする高齢者や家庭内暴力から避難をしている人など、住民登録地と居住地が違う方への手だても本人任せでした。加えて、通知カードに点字表記がないため、番号を読むことができない視覚障害者への対応や、認知症などで番号の管理ができない方への対応も不明確で、各自自治体や医療・介護・福祉の現場は苦悩を深めています。

一人ひとりの生活状況を考慮せず、厳重な管理が要求される番号の通知を一律に送りつける配慮に欠けた見切り発車によって、そのしわ寄せを受け、対応に苦慮するそれぞれの現場の職員はたまったものではありません。

一方、政府機関発注のマイナンバー関連事業は70件に上り、合計で862億円を超えていることが明らかになっています。このうち、技術面について検討する情報連携基盤技術ワーキンググループに委員を出した9社が772億円を超え受注しています。実に発注額の約9割を独占していることとなります。また、2011年度以降に行政機関の幹部33人が受注した企業6社に天下りをしていることもわかっており、マイナンバー関連事業は官民の癒着の温床になっています。まさに国民のプライバシーを食い物にする利権、癒着の構図です。国民に不安と混乱をもたらし、事業者には管理責任を押しつけ、多くの中小零細業者には多額の出費も負担となっています。一体誰のための制度でしょうか。

アメリカでは、SSNと呼ばれる9桁の日本のマイナンバーに当たる社会保障番号が導入されています。1936年の制度開始から累計4億5,370万枚が発行され、SSNを悪用した成り済まし被害が深刻化しています。詐欺事件の中では、SSNに関するものが15年連続最多となっています。米連邦政府人事管理局は、今年4月に発覚したSSNを含む個人情報流出事件で、当初400万人分としておりましたが、その後の調べで約2,150万人が影響を受け、その中の560万人については指紋データも流出していたことが判明したことを発表しております。

日本においても今年5月、日本年金機構が保有している約125万件の個人情報、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより外部に流出をいたしました。また、大阪府堺市の職員が2011年当時の、市内全ての有権者およそ68万人分の個人情報を無断で持ち出し、

インターネット上に流出をさせていたとの報道は記憶に新しいところです。これまでのところ、情報が悪用されたという被害は確認されていないということですが、一旦インターネット上に流れてしまえば回復は不可能です。このようにヒューマンエラーや組織的なサイバー攻撃を防ぐことが困難であることは既に明らかとなっています。

今月1日には弁護士や住民ら計156人が、マイナンバー制度は個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、国を相手にマイナンバーの利用停止や削除などを求めるマイナンバー違憲訴訟を全国5地裁で一斉に起こしました。

訴状の中で、マイナンバー制度は日本に住民票を置く全員の個人情報を扱う巨大インフラであるから、一旦動き出してからではその修正は極めて困難であること、米国、韓国のように大量の情報漏えいやデータマッチング、成り済ましなど番号制の弊害が大きな社会的問題となる前である今のうちに差し止めて、それらの弊害が発生しないように、プライバシー保障の観点からしっかりと見直すことがぜひとも必要であると述べ、原告らのプライバシー権等に対する著しい侵害の危険性をもたらすものであるばかりでなく、制度創設の必要性等も存しないし、費用対効果も著しくバランスを失しているとしています。

2013年に成立をしたマイナンバー法では、税、社会保障、災害の3分野のみに限定して利用されることとなっていました。しかし、多くの反対の声に耳をかさず、今年9月に改正マイナンバー法を成立させました。2018年からは定期健診の結果や予防接種の履歴などの医療情報と、任意ではありますが、預金口座への利用が可能となります。今後、個人番号カードは健康保険証との一体化など、さまざまな機能を持たせて保有者を増やす計画も示唆されております。しかし、個人情報は集まれば集まるほど国による管理が強まり、漏えい時の被害も甚大で、不正取得の標的になる危険も高まります。この際、1月実施を延期して制度の危険性を検証、再点検し、廃止に向け見直すことが必要だと考えるものです。

以上のことから、マイナンバー制度の円滑な導入・運営に係る財源確保等、地方公共団体の負担軽減を求める意見書は、市民に不利益をもたらすマイナンバー制度の導入を進めるものであり、到底賛成できるものではありません。

以上二つの意見書案への反対意見を述べ、討論といたします。賢明な議員各位の判断をお願いいたします。